

## 検査証明書添付に係る今後の対応について

### 【検査証明書添付に係る見直しのポイント】

近年、国内の産地において、未発生の病害虫の侵入が相次いで確認されており、病害虫の侵入リスク低減が喫緊の課題。

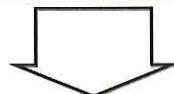


侵入リスクの低減のため、これまで、輸入時に検査証明書が無添付であっても、例外的に輸入を認めてきた植物について、検査証明書の添付を徹底。

〔※郵便物及び携帯品として輸入される植物は、昨年10月から、輸入時における検査証明書の添付を徹底。〕

### 【具体的な考え方】

輸入時に検査証明書が無添付であっても輸入を認めてきた全ての植物について、過去の検査実績等を踏まえ、リスクを分析。



病害虫の付着リスクが低いもの



検査証明書の添付は不要

病害虫の付着リスクが低くないもの



検査証明書の添付が必要  
(輸入時の添付を徹底)

○植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 条）（抜粋）

（輸入の制限）

第六条 輸入する植物（栽培の用に供しない植物であつて、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）及びその容器包装は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。ただし、次に掲げる植物及びその容器包装については、この限りでない。

- 一 植物検疫についての政府機関を有しない国から輸入する植物及びその容器包装であるためこの章の規定により特に綿密な検査が行われるもの
- 二 農林水産省令で定める国から輸入する植物及びその容器包装であつて、検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて植物防疫所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたもの

○植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号）（抜粋）

（検査証明書の添付を要しない植物）

第五条の三 法第六条〔輸入の制限〕第一項の栽培の用に供しない植物であつて、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 うこん及びトチュウの乾燥したもの
- 二 アーモンド、カシューナッツ、ココヤシ、こしょう、ピスタシオノキ、ペルシヤグミ及びマカダミアナッツの乾燥した種子